

## 東京大学における施設等の有効活用に関する原則

平成16年7月16日  
役員会決定

1. この原則は、東京大学における教育研究活動のさらなる発展に寄与するため、東京大学憲章に則り、校地及び校舎等の施設（以下「施設等」という。）が大学全体の共有財産であるとの認識の下に、本学のアカデミックプランである「3極構造構想」及び「中期目標・中期計画」を実現するため、施設等の点検・評価に基づき、施設等の有効活用を図ることを目的とする。
2. 東京大学の学部、大学院組織、附置研究所、附属図書館及び全学センター（以下「教育研究組織」という。）は、当該教育研究組織に係る施設等における教育研究活動の変化に対応し、全学的な視点から利用計画並びに諸室の配分及び配置を見直し、施設等の利用の改善を図るとともに、施設等の新築、増築、改修等の際、施設等の有効活用に関する調査及び提言等に基づき、共同利用の可能なスペースの創出を目指して、次に掲げる事項を実施し、施設等の有効活用を推進するものとする。
  - （1）教育研究活動の流動化及び学際的、総合的分野における教育研究活動の展開等に対応するため、利用者を固定、特定することなく弾力的・流動的に利用可能なスペース及び優れた教育研究活動を集中的に促進するために利用可能なスペースを「教育研究の一層の活性化を促す空間」として、当該教育研究組織の特性に応じてその創出を図ること。
  - （2）教育研究組織の施設等の老朽化状況、利用形態に応じた狭隘化状況等の点検・評価を踏まえ、教育研究活動の内容や活性度に応じて施設空間の利用配分を見直し、必要に応じて適切な新築、増築、改修等を行うことを通じて、全学的視点及び各キャンパスの統一的視点から、施設等の戦略的、効率的運用と教育研究の流動化への柔軟な対応を可能とする「施設等管理運営システム」の構築を図ること。